

平成18年11月6日(月)

**【事務局】** それでは、委員の方々がおそろいになりましたので、ただいまから専門委員会を始めさせていただきますと思います。

本日のご欠席は、磯部委員、それから武内委員、三好委員でございます。

それから、お手元の資料の確認をさせていただきますけれども、議事次第と座席表、委員名簿のほかに、資料1、資料2、参考資料1、参考資料2、参考資料3、参考資料4、及び参考資料5がございます。

資料の不備等がございましたら、お申しつけくださいませ。それから委員の方々の席に、前回の11回専門委員会におけるヒアリングでいただいた宿題につきまして、関係省からの回答を配付させていただいておりますので、後ほどご覧ください。

それでは、以下の議事につきまして、委員長をお願いいたします。

**【委員長】** それでは、議事に入らせていただきます。本日は3時から5時までを予定してございますが、根本委員と遠藤委員は、ご都合により早目に退席されるということでございます。

それでは、まず最初の議題でございます。お手元には特に議事としては入ってございませんけれども、現在、国土審議会の計画部会の審議がかなり進んでおりまして、その中間とりまとめが再来週まとまる予定でございます。その内容については我々の専門委員会で議論した内容とかなり深くかかわってございますので、それについて、まず事務局からご報告いただき、その後、国土利用計画の論点整理について資料の説明を行い、議論させていただきたいと思います。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

**【事務局】** それでは参考資料の3と参考資料4でございます。「計画部会中間とりまとめ(素案)」というものと、それから一枚紙で「中間とりまとめ(素案)の構成図」、この2つでございます。当委員会でご審議いただきましたものが、当然ここに反映されてございますのと、それから当委員会でご審議のお願いを引き続きいたします案件につきまして、いろいろな関連情報でもございますので、若干時間をいただきまして、少し詳しくにご説明させていただきたいと思います。

それでは、参考資料4、この一枚紙をご覧いただきたいのですが、これはこの計画部会  
の中間とりまとめの、現在のところの大体の構成でございます。

まず第1に「時代の潮流と国土政策上の課題」、いわゆる時代認識と申しましょうか。ご  
覧のような経済社会情勢の大転換、それから国民の価値観の変化・多様化、それからそう  
いうものと関連した国土をめぐる状況についての記述でございます。これも当委員会で特  
に前半におきまして、いろいろとご審議いただきましたことと、かなり関連があるところ  
であります。

それからそういうふうな状況のもとで、今後どういう国土像を目指していくかというの  
が第2でありまして、これも後ほどもう少し詳しく見ていただきますけれども、基本的  
には、近畿とか中国とか、そういう広域ブロックが、特色ある地域戦略を描いて、東京に過  
度に依存しない自立的な圏域を形成していくのだということ。あるいはそういう中で、安  
全で美しい国土を再構築していく。さらには成長エンジンとなる都市及び産業の強化です  
とか、生活圏域を形成していくということによりまして、多数のブロックが連結してでき  
ます国土構想の構築によりまして、いわば国としての厚みを確保して、これがこれからの  
時代にふさわしい国土の均衡ある発展の実現に向けていくのだということを記述しており  
ます。

また、そういうふうなものを前提し、国といたしましても、もちろん国自身がやること  
も明示しますのと、それから広域ブロックにおける課題を国としてどう認識しているかと  
いうことですか、あるいは地域の取り組みをどのように支援していくかですか、ある  
いは条件のこういった不利な地域についてどのような後押しをしていくかということにつ  
いても、今後明らかにしていく必要があるという認識を述べております。

それから、そのような新しい国土像を目指していくに当たって、どういうところに力点  
を置いていくのかということが、第3でございます。「計画のねらいと戦略的取組」という  
ことで、箱としては5つありまして、カテゴリーとしては3つであります。左側の2つが、  
「グローバル化や人口減少に対応する国土の形成」という、いわばダイナミックな取組に  
たぐいするものが整理されておいて、この右側で、「安全で美しい国土の再構築と継承」と  
いうことで、いわば国として、営々としてやっていかなければいけない部分について記述  
しております。

左側の、「シームレスアジアの実現」と「持続可能な地域の形成」でありますけれども、  
これはどちらかといえば産業に対応するところが多く含まれておりますが、シームレスア

アジアの実現ということで、東アジアネットワーク型の産業構造下における我が国産業の強化、それから東アジアの交流・連携の推進、それからシームレスアジアを支える国土基盤の形成、東アジアの進展の中で、いかに経済の発展を図っていくかという部分でございます。それから、かたや今度はその内側の地域整備の方向として、持続可能な地域の形成ということでもあります。持続可能な暮らしやすい都市圏の形成、ここは、当委員会でもよく議論いたしました集約型都市構造の形成などの議論が、ここで展開されております。それから地域産業を生かした、資源を生かした産業の活性化、それからやはり当委員会の議論に関係いたします、美しく暮らしやすい農山漁村の形成と農林水産業の新たな展開ということがございます。さらに、そもそも都市、農村、あるいはそういうものを越えて、交流を促進していくという観点から、地域への人の誘致・移動、それから地域間の交流・連携の促進という部分の記述がございます。

それから右側で、これは営々として、いつの時代もやっていかなければいけないものにとぐいするものが中心でありますけれども、「災害に強いしなやかな国土の形成」ということで、減災の観点も重視した災害対策の推進、あるいは災害に強い国土構造へのリノベーションということで、ここは当委員会で安全・安心な土地利用というふうな議論もしていただきましたが、そのような安全・安心な国土利用への誘導ですとか、あるいは中枢機能の相互補完・代替性の強化といったような議論が展開されております。さらに、「美しい国土の管理と継承」でありますけれども、循環と共生を重視し、適切に管理された国土の形成の観点、それから流域における国土利用と水循環系の管理、さらには国土の国民的経営に向けた取組への展開、それから海洋・沿岸域の総合的な利用・保全の議論が展開されております。

それから、このように4つのいわば戦略を横断的な位置づけで補完して支えていく考え方として、「新たな公」による地域づくりというものを、記述しております。これも、国土の国民的経営などと、考え方がある部分は共通するところでありまして、当委員会の議論に非常に関連する部分でございますけれども、「新たな公」を基軸とする地域づくりのシステム、あるいは多様な主体による国土基盤のマネジメント、それから多様な民間主体の発意・活動を重視した自助努力による地域づくり、このような議論が展開されております。

さらに、第1、第2、第3、あるいは主に第3を支えるもう一つの横断的な視点としまして、国土基盤投資の方向性ですとか、国土情報の整備・利活用の問題ですとか、計画関連諸制度の点検などが記述されております。

最後に国土利用計画につきましても、策定の方向性について簡単に触れております。

もう少し、こちらの厚い参考資料3のほうで、関連部分だけご紹介したいと思います。

1ページから非常に簡単にまいりますけれども、先ほど申しました時代認識について、第1「時代の潮流と国土政策上の課題」で、人口減少社会の到来ですとか、急速な高齢化の進展などの認識を記述しております。

2ページに参りまして、グローバル化の進展と東アジアの経済発展、それから3ページに参りまして、情報通信技術の発達ですとか、あるいは安全・安心、環境や美しさに対する国民意識の高まりの問題、さらには4ページで、ライフスタイルの多様化、「公」の役割を果たす主体の成長の認識、それから4ページの下のほうで、国土をめぐる状況の認識として、一極一軸構造の現状認識、それから5ページに参りまして、特に広域的なブロックの問題とも絡みまして、地域の自立に向けた環境の進展、都道府県を越える広域的課題の増加の認識、それから人口減少等を踏まえた人と国土のあり方の再構築の必要性ということで、国土にこれまで2000年にわたってなされてきた蓄積の活用、あるいはその質の向上の問題、さらには6ページに参りまして、いわばジャパンブランド、日本ブランドの国土の形成、さらに当委員会にもかなり関係いたします、投資段階から維持・管理さらには再利用等に至る国土の総合的なマネジメント（広義の管理）の考え方の重視という記述をさせていただきます。

それから新しい国土像の提示ということで、国土構造構築の方向性、いわば真ん中ぐらゐに括弧書きでありますけれども、「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土」、ちょっと仮置きでこのような考え方、あるいはアジアに開かれた国土などの考え方、それで7ページに参りまして、今度は「広域ブロックの自立促進に向けた支援」ということで、先ほど申しましたようなことを記述しております。特に各広域ブロックにおきましては、みずからのブロックの位置づけですとか、あるいはその連携方策のあり方、あるいはそのブロック独自の対応、それからブロック固有の課題への取組等々について、よく考えてほしいという期待を述べております。

8ページに参りまして、今度はそれを担う戦略であります。「計画のねらいと戦略的取組」ということで、ちょっと団塊の世代の方々へのご期待といたしまししょうか、今後10年、15年というのが、いろいろな意味で、それ以降の我が国の国土あるいは国のあり方を形づくる非常に重要な時期になっておるという認識を示しております。それから、さっきも言いました5つの戦略・3つのカテゴリーということで、グローバル化や人口減少に対応

する国土の形成、それから安全で美しい国土の再構築と継承、さらに「新たな公」による地域づくりというものがございます。

9ページに参りまして、「シームレスアジアの実現」、このあたりは先ほど申し上げたようなことがございます。9ページ、10ページ、それから11ページに参りまして、若干各論で、日帰りビジネス圏ですとか、東アジア一日圏ですとか、貨物翌日配達圏形成ですとか、アジア・ブロードバンド環境形成の促進ですとか、このような提案がなされております。

それから「持続可能な地域の形成」でございますけれども、12ページから13ページにかけてまして、拡散型都市構造の是正ですとか、集約型都市構造への転換といったような問題がございます。

特に、持続可能で暮らしやすい都市圏の形成という中で、人口少子高齢化が都市構造にどのような影響を及ぼすかについて、プラス面・マイナス面いろいろ記述した上で、都市圏を1つの単位として、広域的なネットワークでつないでいくのだという考え方を打ち出しております。特に、集約型都市構造への転換による国土の効率的利用ということで、アクセシビリティの確保ですとか、14ページの上のほうに参りまして、自然の再生ですとか、災害リスクを考慮した安全な国土利用ですとか、このような記述をしております。

さらに暮らしやすさの確保という観点から、市町村を越えた広域的な対応の重要性、あるいは地方における地域の公共交通体系、特に赤字の問題も念頭に置いて、問題意識を述べております。それから、住宅につきましては、100年住宅みたいな議論もありますが、社会的性格を有する資産であるというふうな打ち出し等々がなされております。

それから15ページに参りまして、大都市問題、大都市圏の特有の課題というのも認識がされておりますので、これまでの膨大な集積を活用して戦略的に行っていくということですとか、日本の顔ということを念頭に置いた対応が必要であるとか、あるいは広域的な土地利用の必要性ということを述べております。

それから地域産業につきまして、ご覧のように、特に15ページから16ページにかけてまして、地場産業・観光・農林水産業・建設業など地域経済・雇用と密接に関連する産業について、地域資源を生かして展開していく必要があるということ述べております。

それから③で、美しく暮らしやすい農山漁村の形成と農林水産業の新たな展開ということで、まず農山漁村論でありますけれども、業の生産の場であると同時に生活の場であって、多様な側面を有しているということ、それから自然との調和ですとか、そのような特

質について述べた上で、そのようなものが相まって美しく豊かな農山漁村としての魅力になっていくと。いわば景観的な視覚的な美しさのみではない、もう少し奥深い美しさについて認識を述べた上で、17ページ以降、しかしながら農山漁村の活力についての認識が低下しておるといふことですか、一方で農林水産業において新たな展開が期待されている部分もあるといふことで、いろいろな形で、新規参入の促進ですとか、体質強化を図り、それから意欲と能力のある担い手の育成確保などを行っていくと。そういうことと、それから例えば食品産業と農業との連携などを通じまして、高付加価値を図っていくといふことで、競争力の強化といふことを述べております。各論としまして、農業の問題、それから林業と木材産業につきましては一体的な再生などについて打ち出しを図っております。あるいは水産業の問題が17ページから18ページにかけてあるといふことであります。

それから、そのような地域が相互にいかにか交流していくことが重要であるかといふことにつきまして、④、18ページから19ページにかけて、るる述べておるところであります。

それから「災害に強いしなやかな国土の形成」のところ、①で、これはいわば減災の観点も重視した災害対策の推進といふことで、自助・共助・公助の組み合わせ、バランスですとか、ハード・ソフト一体となった対策ですとか、あるいはそのハードの強化に当たってのハード機能を効果的に発揮させるためのソフト対策の重要性ですとかが述べられていますのと、それから19ページから20ページにわたります、ハザードマップの整備などの問題が指摘されております。

それから20ページで、災害に強い国土構造へのリノベーションといふことで、このあたりが当委員会の議論とも、わりと絡む部分でありますけれども、低未利用地がいろいろな意味で問題を発生させているといふことで、1つは管理されない土地が災害を引き起こしやすくしているという側面と、一方で国土構造再構築のいわばリソースとして、その好機になっているという考え方がありますので、このような余裕空間を活用して、災害に強い地域構造と土地利用への転換を図っていくといふことですか、ハザードマップの災害情報を地域づくり、あるいは都市計画に反映させていく必要があるといふことがございます。それからリダンダンシーの問題なども20ページから21ページにかけて指摘しており、中山間地における孤立化対策についても触れております。

それから「美しい国土の管理と継承」でありますけれども、循環と共生、それから人間活動と自然のプロセスが調和した物質循環の構築、それから健全な生態系の維持・形成、

ここではエコロジカル・ネットワークなどの問題を記述しております。23ページに参りまして、流域圏における国土利用と水循環系の管理、それから国土の国民的経営、それから海の問題が24ページということでございます。

25ページに「新たな公」、それから26ページに多様な主体による国土基盤マネジメント、それから27ページに、そのような多様な民間主体の発意・活動を重視した自助努力による地域づくり、これをいかにシステム化し具体化していくかという問題意識を述べております。

それから「国土基盤投資の方向性」ということで、28ページの一番下のほうですけれども、特に、国家戦略や自立のための地域戦略、あるいは問題解決型の投資等々、複数の視点に立って投資を重点化する必要があるという考え方ですとか、29ページに参りまして、国土基盤投資に対する国の戦略について、国は戦略的投資に主眼を据える、あるいは国と地方は広域ブロック相互や、広域ブロックの問題についても検討していく必要がある等々述べております。それから世代を超えた技術の伝承とイノベーションですとか、ストックマネジメントの問題がありまして、30ページには情報の利活用の問題、それから31ページ、最後になりますけれども、「国土利用計画の策定」ということで、これはこの直後にご説明しますような問題意識を、非常にコンパクトに取りまとめているところでございます。

この資料につきましては、現在、計画部会での審議が継続中でありまして、おそらく今月中に中間とりまとめとしてとりまとめられまして、その後、国土審議会の本体にご報告いただくという予定でございます。

以上です。

**【委員長】** はい、ありがとうございます。

国土利用計画と対をなす計画である国土形成計画について、計画部会で既に14回議論してまいりまして、中間とりまとめの素案がこのような形でまとまったところでございます。今ご紹介いただいた内容からもおわかりのとおり、我々専門委員会で議論させていただいた内容が、かなり幅広く、適切に反映されているのではないかと考えております。皆様のご意見がこのような形で反映できたことを、私としては大変よろしかったのかなと思ひまして、皆様のご協力に感謝させていただきたいと思ひます。

さらに今後、この計画部会は来年まで議論をし、国土形成計画をまとめるということになってございますが、現段階でいくつかのさらに検討すべき議論がこの内容についても出

されております。

1つは我々の議論と絡むのですけれども、「新たな公」という議論をどういう範囲で、どういう定義で「新たな公」というふうに考えるかと。それはここで議論しました国土の国民的経営の議論とかなり深くかかわりますので、その辺をもう少し、しっかり議論し詰めていく必要があるのではないかというような議論が、1つ出てございます。

それから、これは我々のほうでかなり議論したと思うのですが、こういう国土計画を考えるときに、伝統とか文化、そういうものをもっとしっかり見据えて、この中に組み込まれるべきではないかというようなご議論をいただいております。

このようなことは、おそらく次回の計画部会で、事務局から今回いただいた素案をさらに修正する形で、とりまとめが発表されるものだというふうに、私のほうは期待しているところでございます。

さらに、先ほどからも紹介がございましたように、今回の計画は、全国計画と広域ブロック計画の対をなして、国土形成計画がまとめられますので、広域ブロック計画について、どのような対応をこのレベルで行うかという議論がかなりございました。計画部会の基本的なスタンスとしては、広域ブロック計画は、むしろ独自の内容を持っていただくということが極めて重要であって、この国のレベルで考える国土形成計画の章立てというか内容をそのまま追ったような形で、広域ブロック計画がつくられているのでは困るというような意見が出てございます。

おそらく皆さんも、これから場合によっては、それぞれの地域で、広域ブロック計画にかかわることがあるかもしれません。あるいは意見を求められることがあるかもしれませんので、我々計画部会の中でそういう議論があったということ、ご記憶にとどめておいていただければ、ありがたいと思います。

以上、つけ加えさせていただきました。これについては特にご意見をいただくという段階ではございませんけれども、何か簡単なご質問なり、ございましたらいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、事務局より国土利用計画の論点整理について、ご説明いただきたいと思っております。

**【事務局】** それでは引き続きまして、今度は資料の1、資料の2、それから参考資料の1及び参考資料の2をお手元に持ってきていただきまして、それでご説明をしまいたいと思っております。

まず、参考資料の1を、ちょっと見ていただきたいのですが、これはいわば私たちがちょっと整理してみたところの、第4次国土利用計画の改定のポイントということでございます。

背景といたしまして、経済社会情勢の変化、それから国土の利用状況の諸課題、これにつきましても、十分にこれまでご議論してきていただいた認識でありますけれども、そういうものを背景といたしまして、今後、持続可能な国土管理の考え方を打ち出していくということでもあります。特に、人口減少などによる国土のゆとりを好機ととらえて、多様化・複雑化する課題に対応すべく、従来は非常に旺盛な土地利用転換にいかに対応していくかというふうな、強いて言えば、いわば受け身の調整にならざるを得なかったところから、今後、もう少し長期的な目標を打ち立てて、それに向けて能動的に展開していく、そのために持続可能な国土管理を行っていくという考え方に、もう少し明確にしていく必要があるということを出していったらどうかということでございます。

そのポイントが2つありまして、1つが量的調整と質的向上をさらに総合的に展開し、これはいわば記述の中でもそうですけども、それぞれを別のものとして記述するのではなくて、それらを総合的に展開して、持続可能な国土管理に持っていくという考え方がございます。それからポイントの2つ目が、3つの観点から、あるいは都市対農村というふうな対立構造ではなくて、そういうものを一体としてとらえるもの、合併なんかも関係してまいりますけれども、地目横断的、総合的・双方向的な国土管理を展開していくということであると。これをポイントとして認識してはどうかという紙であります。

それから資料の1と2ですが、本日は資料の1を中心に見ていただきたいのですが、実は国土利用計画というのは、お手元にもこの参考資料2のような形で第3次計画をつけてありますし、7月には、その前の第2次と第1次までさかのぼってよく見ていただきましたけれども、これの4次をつくり込んでいくのがこれからの仕事であります。このあたりで若干過去の慣性もありまして、これの構造そのものに本日立ち入っていただくのではなく、どちらかといえば、どういう考え方を盛り込んでいくのかというところで議論していただいたほうが、私どもとしても今後の作業の考えを進める上で考えやすいということもありますので、資料2は第4次国土利用計画の目次のイメージで、本日とらえていただければ結構かと思えます。

前のほうでは、「国土の利用に関する基本構想」というのが(1)にありまして、2ページに参りまして、国土利用の基本方向ということで、都市・農山漁村云々ということ、そ

れから利用区分別の国土利用の基本方向が、農用地・森林・原野云々ということで、2ページから3ページまでありまして、4ページに今度は規模の目標ですとか、あるいは規模の目標を達成するために必要な措置の概要ということで、(1)「公共の福祉の優先」から(6)「土地利用の転換の適正化」あるいは5ページに参りまして「土地の有効利用の促進」など、このような項目が目次として掲げられておりまして、ここに各省の政策などを順次盛り込んでいくという流れでございます。ただ、それを念頭に置いていただいた上で、本日はそういうものに反映されるべき視点なり、ものの考え方として、資料1を取りまとめましたので、これを中心にご議論していただきたいと思っております。

資料1に参りまして、資料1の「国土利用計画（全国計画）改定の基本的考え方について」ということであります。

まず1ポツで、「国土利用をめぐる諸状況についての認識」、これにつきましても、これまでの議論を、国土利用計画というものに則して整理しているものであります。

まず、「経済社会情勢の変化と土地利用の動向」ということで、経済社会情勢の大転換が、土地利用にも影響を与えているのだという認識を述べたいと思っております。人口減少社会の到来、それから経済社会諸活動として多選択社会への移行が見通される。あるいは土地利用の動向ですけれども、全体としては市街地の形成圧力が弱まるという中で、土地利用面積が低下する地区が増える。しかし、その一方で、地区によっては、例えば都心居住ですとか、新たな集積が進むということも、実際に起きていると見通されるということ。それから、全体として土地利用転換の圧力が弱まっているのだけれども、統計上も今後とも一定の土地利用転換が発生することが明らかであるということで、例えば平成16年におきまして、全国でやはり2万2,000haの土地利用転換、これはそのうち約1万7,000haが農林地、自然的土地利用から人工的な土地利用、宅地への転換であります。これだけの土地利用転換が引き続きあるということでございます。傾向としては遞減傾向であります。またこのようにあるという認識が重要であると。

それから、今度は「国土利用の状況に関する諸課題」でありますけれども、これまでの経済発展、その一方で国土利用の質的問題が残されているということと、そういうものにつきまして国民の関心が高まっているということでございます。

まず、国土を形成する蓄積と国土の質でありますけれども、国土を形成するさまざまな蓄積がなされてきたと。しかしその反面、例えばその国土基盤の維持管理更新の増加、あるいは都市的土地利用の無秩序な拡大、さらに災害リスクの高い地域における居住・立地

が進んだということ等々、質的な問題の取り組みが十分ではなく、今後も、それが積み残しで、将来世代に残される可能性がありますねという認識を述べております。それから、国土や地球環境への過大な負荷ということで、大量生産・消費・廃棄型パターンの前提として、国内の自然の循環システムの許容量を大きく超えた状況であるということで、若干異質な問題ではありますけれども、東アジアの台頭などとも絡んで、我が国の消費資源の安定確保の問題が出てきているということと、それから温暖化に伴いますいろいろな諸課題が見通されるという認識を述べております。それから管理水準の低下ですけれども、これも十分ご議論いただきましたが、1ページから2ページにかけまして、耕作放棄地の問題等々、国土の管理水準の一層の低下が見られるということでもあります。

それで、新しい国土利用計画における基本的な視点であります、人口減少など今後の社会経済情勢、それから超長期的には人口が大変大きく減って、国土利用の再編なども見通されるわけでありますので、そういう時間軸での国土利用の変化などを見据えまして、これまでの蓄積を利活用し、あるいは再利用・再開発を行い、維持管理し、それから適切な慎重な配慮のもとで土地利用転換を図って、その過程で質的向上を図り、よりよい状態で引き継いでいくと。このようなことを総称して、総合的な取組、すなわち「持続可能な国土管理」を行っていく必要があるというふうな打ち出し方をしてはどうかということでございます。

その持続可能な国土管理に当たりまして、以下のような視点を基本としていく必要があるということで、まず第1に、「土地の有効利用と適切な土地利用転換」で、都市的土地利用につきまして、増勢は鈍化いたしますけれども、土地利用の高度化など、合理化あるいは効率化、それから環境負荷の少ない都市構造への転換を図っていくということですか、農林業的土地利用を含む自然的土地利用につきまして、適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図っていく必要があるですか、あるいは都市と農村相互の土地利用の転換でありますけれども、慎重な配慮のもとで計画的に行っていく必要があるという考え方を打ち出す必要があるということでございます。

それから、当委員会で議論いただきました3つの視点でありますけれども、安全で安心できる国土利用の観点で、現在でも災害を受けやすい場所に人口・資産が密集した状態が続いているですか、中山間地の問題もあるということ、あるいは災害リスクを考慮した国土利用がいまだにありますので、そういうものを解消して、国土の安全性を総合的に高めていく必要があるという認識を示しまして、3ページに参りまして、循環と共生を重視

した国土利用の観点ということで、自然界の物質循環への多大な負荷、あるいは生態系の危機や身近な自然の喪失・劣化の懸念があると。そのために、農林水産業を通じた適正な物質循環の確保ですとか、流域における健全な水循環系の構築などを進めていく必要があるということですか、エコロジカル・ネットワークの形成を推進していく必要があるという認識を示したらどうかということでもあります。それから美（うるわ）しくゆとりある国土利用の観点でありますけれども、地域固有の文化・伝統などの担い手の減少などによって、地域の美しさが失われることが懸念されておるとのこと。それから「ランドスケープ」の概念をここで位置づけまして、地域が主体となってその質を総合的に高めていく必要があるということから、もろもろの政策の方向性を打ち出していく必要があるということでございます。

それから、この3つの視点に加えまして、「人と国土の新たな関係の構築」というものにつきまして、特にまず第1に、国土の国民的経営の考え方をここで打ち出して、所有者による本来の営みや諸活動が適切に行えていることを基本としつつ、多様な主体が様々な方法により国土の適切な管理に協働・参画する動きを促進していく必要があるという考え方を打ち出してはどうかということですか、海の問題なのですが、今後の国土利用を考えるに当たって、海洋利用と国土利用とが相互に及ぼす影響がございますので、そういうことを考慮していく必要があるという考え方をここで述べております。それから都市と農山漁村の関係の多様化などの中で、利用区分を別個にとらえるのではなくて、相互の関係や他地域との関係なども含めて総合的にとらえていく必要があるということを確認しております。

4ページに参りまして「地域類型別の国土利用の基本方向」なのですが、こういう考え方を地べたに落とすと、都市、農山漁村、自然維持地域——以下のようなものになっていくのではないかというものであります。これも閣議決定文書を意識しまして極力簡潔なものになっておりますけれども、これにつきまして見ていただきたいと思います。まず都市でありますけれども、集約型都市構造への転換、それから、そのために郊外部における都市開発の抑制ですとか、低未利用地の有効利用などを図るとともに、都市交通の充実、それから拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の連携・機能の分担の強化という考え方で、いわば都市圏を国土として形成していくということと、そのような集約型都市構造の形成の過程の中で、自然の再生・創出や健全な水循環系の再構築などを図っていき、環境負荷の少ない都市構造への転換・形成を図っていくということ。それから大都市

圏について、少し特別でありますので、人口の都心回帰や郊外部の人口減少に対応する広域的な土地利用の再編などについて、打ち出していったらどうかということでございます。

それから農山漁村につきまして、これは生産と生活の場、あるいは国民共有の財産であるということと、生産基盤と生活環境、自然環境の調和によりまして、美しく暮らしやすい農山漁村の形成と。それから都市との適切な機能分担・連携の強化、それから業としての体質強化や高付加価値化により競争力を強化していくと。それから農地、農業用水等の資源などについては、これは地域住民、土地住民を含みます多様な主体の参画によりまして、保全を進めていく必要があるということでございます。

それから自然維持地域であります、これはやはり何といたっても国土におけるエコロジカル・ネットワークの形成上、中核的な役割を果たす地域であるという位置づけですとか、あるいは劣化した自然環境の再生、自然とのふれあいの推進ですとか、自然環境データの整備などを図っていく必要があるという認識を示しております。

6ページは、ちょっと参考の資料でありますけれども、これは実績値でありまして、土地利用の実績値であります。宅地をごらんいただきますと、このような増加の状況であるということと、それから農地、森林について、それを補完する形で減少してきているというふうなデータでございます。先ほどの平成16年におきましても、土地利用転換が2万2,000haあるということとの関連で、参考例を示したものでございます。

資料1につきまして、以上でございます。ありがとうございました。

**【委員長】**      ありがとうございます。

それでは、ただいま説明いただきました資料1及び参考資料1、この2つを中心にご意見・ご議論いただきたいと思っております。この資料1が今後国土利用計画を改定する際の基本的な考え方を、このような形でよろしいのかどうかということでもとめたものでございまして、それを反映する形で参考資料1にポイントが書かれておりまして、今後これをさらに文章的に充実していくということでございます。

いかがでしょうか。どこからでも結構ですので、ご意見があればいただきたいと思いません。

**【事務局】**      参考ですけれども、当委員会の中間とりまとめにつきましては、お手元のファイルの第10回の参考資料でつけてございます。それから国土利用計画の改定の経緯ですとか、過去の第1次、第2次の国土利用計画等々につきまして、第9回の資料でご覧いただければと思います。

**【委員長】** いかがでしょうか。

先ほど、事務局のほうから前回の国土利用計画が紹介されました。このうち法定事項と  
いうか、法的にこれは踏まえておかなければいけないというようなことが、特にあるので  
あれば、若干、ご指摘いただいてもいいかなと思うのですけれども、その辺はいか  
がでしょうか。

**【事務局】** それでは、第3次計画を見ていただきまして、1ページをお開きいただき  
ますと、「国土利用計画（全国計画）—第3次— 閣議決定」というふうになっておりまし  
て、目次がありまして、国土の利用に関する基本構想、それから利用目的に応じた区分ご  
との規模の目標及び地域別の概要、それからそれを達成するために必要な措置の概要、こ  
れを定めるというふうに政令で決まっております、それが過去の大体このような目次の  
構成でなされてきているということでございます。もちろん第4次におきまして、目次構  
成、これに過度に固執する必要は全くございませんので、そこはとりあえず取り外してい  
ただいて、検討していただければと思います。

**【委員長】** わかりました。法定事項は、政令で先ほどの3つの項目が記述されている  
ということです。

**【委員】** 参考資料の1ですが、これは、どういう形で、だれに示されるものなのでし  
ょう。これを読んだときに、最初の括弧書きの中に「人口減少による国土のゆとりを好機  
ととらえ」という表現が、例えば、我々のこの委員会の人間の共通認識として、こうい  
う形でものをとらえるという観点はあると思うが、例えば、自治体の担当者がこの資料を見  
たら、違和感を持つのではないかと思うのです。

それともう一つ、新計画におけるポイントのところも、先ほど事務局の説明の中で、国  
交省がやってきた計画というものは、一定の慣性があるので、急には曲がれないというこ  
となのだらうと思う。しかし、個々のポイント1の記述の仕方は全体の議論としては、パ  
ラダイムシフトなのだと言いながら、この辺のところを読むと、今までのがベースなのか  
なというふうにも読めてしまう、その辺のニュアンスみたいなものについて、説明いただ  
きたい。

**【事務局】** 参考資料1につきましては、まさに今日見ていただきまして、質を高めて  
いかなければいけないというように思っておりますが、基本的には、いろいろなところで、  
いろいろの方々にはわかっていただくための資料でございます。委員の自治体の人々の目  
見て違和感があるというご指摘は、大変重要なご指摘だと思いますので、よくそれを念頭

に置いて、これを高めていきたいと思ひますし、できればどのような表現ぶりがあるか、またお知恵をいただければ幸ひでございます。

それから、パラダイムシフトとそれからこれまでの慣性との中で、どうなっておるのかというふうなご指摘でございますが、確かに私どもこれまでの部分で使えるものは使いたいと思っておりますし、大きく変わってないところもありますので、それに引きずられているところはございますが、当委員会でのご議論としては、ぜひパラダイムシフトという観点から、これはいかにもオールドファッションではないかとかいうふうな個別のご指摘をいただければと思ひます。

【委員長】 よろしいでしょうか。おそらく「人口減少等による国土のゆとりを好機ととらえ」というような記述は、たしか計画部会の中とりまとめの表現の中にも若干入っていたような気がするのですが、別の表現かもしれませんけれども、その辺との対応関係をしっかり確認した上で、おそらくこういうふうに縮めてしまうといかにもという感じがするので、その辺との関係で説明していただいたほうがいいと思ひますね。

それから若干問題なのは、先ほど読んでいただきました全国計画の第3次計画の前文にございますように、国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標というのは、政令事項になっておりますので、それは何らかの形で表現しなければいけないと思ひます。それを前提に考えると、このような記述になってしまうという、事務局の苦心があらわれているところがございますので、それはご理解いただければと思ひます。

他にいかがでしょうか。

【委員】 同じようなことになると思ひますけれども、まず一つお伺ひしたいことは、一番最初に国土形成計画と国土利用計画は互いに補完的だということですが、これはかつての全国総合開発計画と国土利用計画の場合はどうだったのかということが、質問です。

それで国土形成計画の新しい方向の中に、今のやつにかかわるのですけれども、いわゆる利用用途別か利用を横断してものを考えるかというところが、一つの転換でもあったと思ひますね。これまではそれぞれの土地利用目的別といいますか、用途別の計画が主体だったのだけれども、特に国土形成計画では、横断する観点が非常に重要なのだというふうな視点が示されました。

これが形成計画と、もし相互補完的に議論していくことになれば、土地利用の問題、国土利用の問題も、やはり横断的な側面が非常に重要な側面になってくるにもかかわらず、今おっしゃられたように国土利用計画では、やはり利用目的に応じた区分ごとの規模の目

標とか、その辺が非常に大きなウエートを占めるところになり、かつ明記していくという話になっていますね。その辺がちょっと、縛りになっているのではないか、パラダイムシフトとか言いながらも、ここが変えられないというのは、パラダイムシフトができない一つの足かせになっているのかなという気がするのですけれども、その辺をどういうふうにかえられているのかということ。

それからもしそうであるならば、やはり国土形成計画との関連みたいなところは、基本構想の中でどこかにきちっと書いて、特に議論してきた中で、ポイントといえば利用目的区分横断型の土地利用の精神みたいなものを、きちっと基本構想の中に書くことが重要なのかなという気がします。

この辺、ちょっと私自身の期待と、それから若干事務局と齟齬するところがあるかと思えますので、ご説明いただきたいと思えます。

**【委員長】** お答えいただけますか。

**【事務局】** まず、国土利用計画と全国総合開発計画のかつての関係がどうであったのかというお尋ねにつきましては、これはいわば量的拡大を基調として開発をしていくというふうな全国総合開発計画に対しまして、国土利用計画におきましては、そもそも空間的な制約という絶対条件がありますので、それで、たがをはめまして、全部立ち上げて37万km<sup>2</sup>にいわば押し込めると、いわば量的調整を図っていくための枠組みとして、機能し始めたというふうにご考えております。

ただ、それが全国総合開発計画のほうも、その開発一辺倒ということでもなく、どんどん量が増えていくというものでもなくなっている中で、それなりに両者の関係がどう変換してきたかということであろうかと思えます。それにつきましては、やはり質の向上という問題が国土利用計画でも大きな問題として取り上げられてきて、第2次から第3次まで、質の向上という問題意識がどんどん強まってきたということでございます。

さらに今回におきましては、量的な調整はなくなるわけではありませぬので、量的な調整という問題が片一方でありつつ、質の問題、さらにはストックの質をどう維持管理し、次につないでいくかという問題、あるいはその横断的な視点というものを総合的にとらえまして、全体として総合的にマネジメントしていくというふうな考え方に発展させたいと考えております。

横断的な視点が重要であるということは、形成計画でも当然うたっておりますし、これは私に言わせれば、当委員会で議論したことが反映されているという部分もありますので、

当然、特に土地利用の問題を考えるに当たって、都市対農村、攻めていく都市と、守る農村ですとか、非常にステレオタイプの考え方ではなくて、あるいは合併の問題もありますので、自分たちの地域の土地利用を総合的に考えていく、相互横断的に考えていくという考え方が、さらに強まっているということやうたっているつもりでもありますし、それから場所としては、3ページの「人と国土の新たな関係の構築」というところで、一番下で、都市と農山漁村の関係の多様化の中で総合的にとらえていく云々というふうなことで、ここでも明記しているつもりではございます。

それで、ちなみに国土利用計画と国土形成計画の法制上の関係は、国土の利用に関しては、国土利用計画が、国土形成計画を含むすべての計画の基本となるものという法制上の位置づけにありますので、国土利用という切り口であれば、国土利用計画が上位計画で、その下位計画として国土形成計画があるというふうにお考えいただければと思います。国土形成計画は、国土利用以外の部分も扱っておりますので、その部分については違いますが、観念的には、例えば都市計画ですとか、農振計画ですとか、あるいはいろいろなインフラの計画ですとか、およそ国土利用に関する国の計画のすべての基本になるというのが国土利用計画でございますので、いろいろなルートを通じてその最後の末端の土地利用の方向性に影響を与えるものであるという、特徴的な性格が国土利用計画にはあるということや、今一度、申し上げておきたいと思っております。

【委員】 ありがとうございます。わからない部分もちょっとあったのですが、大体理解いたしました。

それで、やはり気になったところは、基本構想というところに、この参考資料、一枚物に書いていただいたことは、確かに書き込むことができるのだろうと思うのだけれども、それを確かに用途別といいますか、利用目的別のいわゆる面積配分にどう生かされたのかを、きちっと、もう一回フィードバックして書かないと、構想があって、ただ単に利用率を示すだけでは、やはり今の形成計画で議論したような横断的な議論が、どんなふうにかされたのかが見えなくなるだろうということが非常に心配で、国土利用計画の中に書き込むことがなくても、どこかでこの中身の基本構想、それからその後、面積目標、その後にどんなふうにか基本構想が面積配分に反映されているのか、特に横断的目標が生かされたのかを、きちっとチェックしておく必要があるのではないかなと、そういう議論をきっちりしていただけたらな、あるいは文章の中にも書き込めたらなという気がします。どうもありがとうございました。

【事務局】 基本構想の書きぶりにつきまして、委員のご指摘をよく参考にさせていただきながら、さらにブラッシュアップしてまいりたいのと、それから利用目的別、利用区分別目標の性格につきまして、少し言い忘れましたので申し上げますが、旺盛な開発需要が見られる中では、このような一覧表というのは、それに対するコントロールトータルというのでしょうか、たがをはめるということで機能し始めたわけですが、状況が変わった中で、これはむしろ、例えば農地は確かにこれからもう少し減るといふ農水省の見解がありますし、あるいは宅地につきましても、人口は減るけれども世帯数が増えるので、おそらく我々のラフな試算の中でも、しばらくはもう少し増えるというふうな数字も出始めておりますが、しかしながら、あまり大きくこれから動かないのだよということを確認し、ある種のまさにこれをコントロールトータルとしてとらえて、それを維持するために、どのようなマネジメントを行っていくかというものとして、若干性格は変わりますけれども、引き続きこのようなものを考えていく必要があるというふうに考えてございます。

それから、冒頭申し上げましたように、第3次計画以前でも、後ろのほうで各省の政策の方向性について書いてもらっております。基本構想のほうで打ち出します考え方、それを支えるものとして、いろいろな政策が出てくるということでございます。これは、事柄の性格上、非常に抽象的なレベルにとどまらざるを得ませんけれども、個別の政策の方向性を打ち出すものとして、今後、各省にも意見照会をしながら取りまとめて、また委員の方々に見ていただきたいと思っております。

【委員】 今のお話非常に関連するのですが、事務局がおっしゃられたみたいに、計画の仕組みをセットで考えていかないと非常に難しい部分が、数字の上でやっぱり出てくると思います。

参考なのですが、調べられているかと思うのですが、イギリスの場合、人口はもう全体トータルで増えないのですが、300万世帯ぐらい、今後、何十年かの間に増えるという予想が出て、新しい住宅をつくる時は、自治体の中でその新しい住宅の60%は既存の市街地につくるようにというガイドラインが示されています。破ったからといって、何か罰則があるわけではないですが、一応計画のルールという形で明示するというような仕組みが入ってこない、なかなか実現は難しいかなと思います。

これは以前言ったかもわからない参考情報なのですが、例えば岡山都市圏の場合、昭和60年から平成7年までの間ですが、1kmメッシュで見ると、全体の3分の1のメッシュは、人口と従業者数を合計した活動人数が減っております。その3分の1のところ

の土地利用がどう変わったかというのを見ると、自然的土地利用が増えたところは一つもない。400ぐらいメッシュがあるのにね。うち3分の2は、そのまま大体自然的土地利用のメッシュ割合が変わらなくて、残り3分の1ぐらいは、都市的土地利用がむしろ増えている。

従業者数が減ったり、人口が減ったりしても、そのような自然的土地利用は決して増えることはないという現状があります。おそらく今回の国土形成計画の本文を読む限りにおいて、この数字が、宅地とか道路のほうがマイナスになって、森林とか農用地がプラスになるという数字を期待される方が、多分多いと思うのですけれども、そういう数字がなかなか出てこないのではないかなというのが、やはりちょっと実際のデータを触っていたときの感触です。そのあたりの整合性みたいなのが、両方出したときに見比べられて、結構言われる部分なのではないかなというふうに、個人的に思っています。

以上です。

【委員】 質問なのですけれども、文章を見ると、カテゴリーに分けて、それぞれのカテゴリーで考えていくという構造になっているので、そのカテゴリー分けについて、ちょっと確認をしておきたいのですが、これで見ると、具体的な土地は二元的に配置して、1つは2ページに都市的土地利用と自然的土地利用という言葉がありますね。それは具体的な土地利用を少し大きくくりにして、2つのカテゴリーに利用の目的から区分している区分の仕方だと思うのですが、もう1つ、4ページに地域類型別区分というのがございますね。それが縦と横だとすると、大きくは2×3、その2の中は、もしかしたらもっと細くなるのかもしれませんが、大きく見ると、その2×3という二元的なカテゴリー分けのもとに、位置づけられたものについての方針というのが決まっていくということなのでしょう。それとも、もっと違う軸なども設定したり、そういうカテゴリーにこだわらない、何らかの方針というのも出てくるものなののでしょうか。そのあたりが、ちょっと文章からは、わかりづらいような気がいたしました。

【委員長】 現在、ここに書かれているカテゴリー、2ページにあるのが3つですよね。カテゴリーと言っていいのでしょうか。3つじゃないか、2つですか。

【委員】 大きく2つ。

【委員長】 2つですね。4ページには3つ、自然維持地域が加えられて出てきていますが。

【委員】 そうですね。それはだから、縦と横で少しずつ……。

【委員長】 その関係がどうなっているのかということと、さらに違う類型が可能かということも含めてですね。

【委員】 そうですね。今書いてあるのだと、2つの違う軸を設けて、2×3の6タイプで考えるというふうに表現されているようなのですけれども、ちょっと地域のところに、トトロジ的に自然的土地利用のような内容も含まれていて、ほんとうに二元配置なのかどうか、ちょっとよくわからなかったもので、どう考えていらっしゃるのか、まず、伺いたかったです。

【事務局】 整理されていなくてすみません。

前半の都市的土地利用と自然的土地利用の軸につきましては、いわば都市の中にあるほんとうの都市的土地利用についての方向性、これは、たった今ご指摘ありましたように、ブラウンフィールドとグリーンフィールドの関係ですとか、そういうふうなものにたぐいする方向性についての記述をここでしたいと思っております。

それに対しまして、その後ろのほうの都市・農村・自然地域ですが、これはもう少し広い意味で、都市的土地利用もあれば、それから自然的な土地利用もある、その両者が適切に組み合わさったものとしての都市のありよう、したがって、周辺の農山漁村との連携、この農山漁村なんかも、ある部分、都市の中に入ってくるのだと思いますけれども、そういう関係であります。したがって、都市の中に農地もあれば、空き地もあれば、宅地もあるという整理であります。それから農山漁村につきましても、これは実はカテゴリーの頭の整理としては、農地、それから手の入った森林も含んでいるのですけれども、農山漁村について、例えば都市との関係をもっと強化していくという記述も、ここでしているところであります。それから、自然維持地域ですが、これはあまりもうほとんど人の手が入らないところ、物理的空間というふうな頭の整理をしております。これはそのあたりは少しポンチ絵でもつくればよかったですのですが、要すれば4ページの都市・農村・自然地域というのは、これは相互排他的に国土を3つに区分しているというふうな空間的な分け方です。そのような整理をしているのですが、それに伴った記述が、整理されていないというふうな……。

【委員】 そうするとやっぱり、ある具体的な土地というのを想定すると、二元的な配置の中のどこかに位置づけられると。

【事務局】 はい。二次元の中で位置づけております。ただ、その整理がそれぞれに特化していないじゃないかというふうなご指摘かと思っておりますので、そこは工夫してまいりた

いと思います。

【委員長】 よろしいでしょうか。

【委員】 この資料1の3ページの一番下の黒丸ですが、今までのお話の中にもありましたように、都市・農山漁村間の交流とか連携といった課題が重要であるとか、あるいはその次のページにありますように、そういう流れの中で、複数の地方公共団体の機能分担の動きといったような指摘もあるわけですが、このあたりの文章を読んでいまして、私は説得力があると思うのです。といいますのは、前回の委員会に実は私、欠席したのですけれども、そのときに出されている各関連省庁の資料などを読んでいますと、例えば農水省とか国交省ですと、都市についていえば、非常にコンパクト化といいますか、集積化を図りつつ、逆に農村は都市にいわば消費などの面で非常に依存しつつ、他方都市の住民にもやはり農村への関心が非常に高まっていると、市民農園などなのですね。そういったことがありましたし、それから環境省あたりから出ていた資料ですと、廃棄物処理とかリサイクルなどをめぐって、複数の市町村間での連携・協力というのは不可欠になっているという状況などありまして、そういう状況を見ても、こういった都市と農山村あるいは複数の地方公共団体間の機能分担というのは、やはり今回の文章あるいは国土利用計画の改定の際には、1つのキーワードといいますか、重要な柱になると思っているわけです。

その際、特に1つの市町村の中での、都市的利用と農村的利用というその2つの間の連携だけじゃなくて、複数の地方公共団体間の連携とか役割分担とか協働というのが、非常に重要ではないかという気がしまして、それを考えますと、市町村間での広域的連携を本格的に模索していかなければならないのではないかという気がいたします。

先ほどの国土形成計画のほうは、むしろ広域ブロックということで、非常にマクロな広域行政をイメージしていたわけですが、この文章との関係でいうと、要するに市町村間での多様な連携・協働というミクロなレベルでの広域行政というのを、そのための仕組みを組み立てていく必要があるのではないかという印象がございます。

以上です。

【委員長】 他にいかがでしょうか。

【委員】 今の委員のご発言とも多少かかわるのですが、この2ページから3ページにかけてなのですが、2ページの(2)のところに「3つの観点」というのが書かれてありますよね。「安全で安心できる国土利用の観点」と、それから「循環と共生を重視し

た国土利用の観点」、「美（うるわ）しくゆとりある国土利用の観点」。これはこれで、私はよくわかるつもりなのですが、これが次の「人と国土の新たな関係の構築」のところに橋渡しをする場合に、この利用という言葉がたくさん出てくるのですが、この利用の主体ですよね。ですから、例えば、我々が議論をしていた国民的経営であるとか、あるいは先ほどご紹介いただいた「新たな公」の問題であるとか、その辺との絡み合いというのはどんなふうにご認識されているのか、もしご用意されているのであれば、ご紹介していただけないでしょうか。

【事務局】 それはまず3つの視点がありまして、その主体論につきましては、1つは「人と国土の新たな関係の構築」の1つ目の黒ポツの後半で、多様な主体が云々というふうな考え方を、ここで橋渡しとして入れていくつもりですし、いろいろな観点で「新たな公」に通じるような観点で連携を図っていくという考え方をしております。記述がそれに追いついていないかもしれません。

【委員長】 おそらく委員がおっしゃるのは、これだけ大きな「持続可能な国土管理上の3つの観点」を述べていて、それを具体的に支える主体の動きは、従来とやはり違う、もう少し強い表現がここにあることを期待されていて、その議論が我々国土の国民的経営とかいろいろな課題で表現してきたはずなのですがね。それが必ずしもこの記述だけだと、我々は理解できるけれど、おそらく外に出るとそういう理解がされない可能性があるので、ここを、もう少し上の観点を実現するための関係の構築であるということがわかるように、もう少ししっかり書いたほうがいいのではないかとご意見ではないかと思いますが。

【委員】 補足していただいて、ありがとうございます。特に文言で気になるのは、先ほど事務局がご指摘なさった「多様な主体が様々な方法により」と書いていますけれども、文章としてはわかるのですが、これは実はあまり何も言っていないことと同じような感じがするものですので、さっき委員長が私の発言を補足してくださったように、もうちょっと強いトーン、国民的経営というのを前面に出すのか、あるいは「新たな公」という文言を前面に出すのか、それは別としましても、その辺のところを少しほんわりとしたものから、コンクリートされたものに変えていただいたほうが、私としてはおさまりがいいのではないかとご意見でした。

【事務局】 ありがとうございます。

それからもう1つ、しかしながら土地利用の管理というものが、「新たな公」あるいは多様な主体の参画を過度に打ち出すのも、またこれも現実的でもないというところもご意見

まして、どちらかといえば、自治体の首長さんに、みずからの関連する土地をマネジメントしていただくための、ある程度の参考情報としてこれを使っていただきたいというところもございます。そういう意味では、主体論としてはもちろん多様な主体ですけれども、従来からの土地利用関係部局というところも当然頭にあります。

**【委員】** 今までずっと参加させていただいて、積み重ねてきたのがこういう形になっているということなのですからけれども、何かもう一つ、これで……。自治体の長であります、これから自治体を運営していく上で、これがどういうふうに関立つかないかなというようになことを考えるときに、危機意識が何かこれだけなのかなというように感じをするのです。

確かに人口減少等により状況が変わってくるということは、ぴんとくるのですけれども、もう一つそれよりも大きな危機意識というのは、中国が経済大国化して、我が国が経済植民地になっていくのではないだろうかという危惧のほうもありまして、そういうような形になってくるときに、特に我々のところは農業・林業・水産業というものがどう変わっていくのだろうかということを考えておかないと、地域の運営ができないのかなと。特に中国との問題につきましては、中国は20年ぐらい前までは鎖国してくれていてよかったと思うのですけれども、それから開国して、ここ最近までの10年間ぐらいは日本の経済植民地だったのが、このところ大分様変わりしてきてまして、これからもうしばらくすると、この関係がどうなっていくのかなと、そういうふうになってきたときに、我が国の林業・水産業・農業をどういうふうに関立していったらいいのかなということを心配します。

それと今お話しになっていた中の量的な変化ということが、量的な調整というのがどうしても前面に出ているような気がいたしまして、それよりも質的な転換、農業なら農業、土地利用の質をどういうふうに変えていったらいいのかということ、もう少しお示しいただけると、我々自治体の長にとっては、わかりがいいのかなというように思います。

**【委員長】** 特に前者のご指摘ですけれども、国土形成計画では、かなりそこを幅広に、1つの柱としてうたい出しているのです。先ほどのご説明ですと、国土形成計画の中で上位計画的に国土利用計画を考えるとすると、国土利用計画の面からも、当然のことながら東アジアとの関係の議論をしなければいけない。そこをやはり表現として、内容として、人口減少以外の項の中に含まれているのだと思いますけれども、もう少ししっかり記述していく必要があると思いますね。

**【事務局】** はい、わかりました。

**【委員長】** その辺は国土形成計画の中になんかしっかり書き込んでございますので、

それをむしろ支えるような形で、国土利用計画にもやはり書いておく必要があると、私もあると思います。ありがとうございます。

【委員】 今の市長のお話なのですけれども、私も基本的には賛成ですが、対中国の関係というよりも、むしろ世界的に見てこういう資源ナショナリズムみたいのが、近年急速に台頭していますよね。そういった中で、この資料の1で出てくる東アジアの急速な経済成長の中で、日本がさっきの言葉で言いますと、ジャパンプランドの言葉に象徴されるような、ああいった国土の利用方向というのが大枠でどうなのかという、その辺のところは1つコンセプトとしてあったほうがいいのではないかなという感じがしますけれども。

【委員長】 はい、ありがとうございます。

【委員】 ちょっと途中で失礼させていただきますので、先に発言させていただきます。

資料の1の後に、必要な措置というのがこれから書かれると思うのですが、従来のもとの違いというのが、まさに多様な主体であるとか、新たな関係であるとか、あるいは「新しい公」ということで、国民なり企業なりNPOの役割をかなり期待しているというような書き方になっていくのだと思うのですが、先ほどのご説明でも、過大に期待はしていないという話だったのですが、今読むと、過大に期待しているように思えるわけで、実際にリアリティーがあまりないのだと思うのです。

特に、これから経済自体が縮小していく中で、担い手の数が減ったツケを、「新たな公」のほうに回されても、それは受け切れない。国の論理としては、そうなのだけれども、受け手の論理としては、そうはいかないというところの矛盾が、ものすごくまだ残っていて、それを必要な措置の中でどう書いていくのかなというのが、ちょっとそういう意味では心配なところもあるのです。

それで、遠慮しているような感じがどうしてもしまして、健全な国土というのはやはり国の役割といたしますか、もちろんバックには国民がいるのですが、まずもって国がしっかりしないと、いきなりNPOとか企業ではないと思うのですよね。そういう意味で、国ができることというのは相当あるし、今までの措置でもまだ不十分どころがかなりあって、ビジョンとしてはいいのだけれども、実際に、例えば土地の所有者の土地管理とか土地利用の誘導とある中で、諸外国のような強い権限というのを行使していないわけですよね、都市部でも、農村部でも。そこが非現実的だというふうにマーケットのほうでは見えていて、それでやはり日本の国土計画なり、あるいは都市計画の問題もそうなのですから、実現可能性が低い計画だというふうに見られてしまっているわけで、それは紙の上

での実現性をどう評価されようともいいのですが、実際に国土がそうならなかったら困るという状況に今なっているという認識であれば、もうちょっと実現可能性に向けて踏み込んだ発想をしないと追いつかないのではないかなという気がしまして、それは紙に書くとかというよりも、やはり国の役割というものが、もう少しあるのではないかなというのが常にあって、これは毎回同じようなことを言っているのですが、こういうふうにとまとまってくると、その辺がかなり顕著になってくるので、ぜひその措置のところの書き方を、より具体的に、今まで同じようなことをやろうとしていて、できていないということは、変えないといけないのだろうと思うので、その辺を十分、私の方でもできるアイデアを出しますが、いろいろ検討していただければと思います。

**【委員長】**      ありがとうございます。

この辺は具体的には、各省庁との関係で記述する部分が、かなりあるのですか。それとも、この委員会でかなり議論して書き上げられるところなのですか。その辺がはっきりしないと、措置の概要という中身を、最終的にどういうふうにとまとめられるか、例えばそれによって大きな差があるような気もいたしますが。たしか、国土形成計画の最後の措置のところは、各省庁と調整しながら書いていくというふうに、私は聞いていたような気もするのですが。

**【事務局】**      そこは、それだけではもちろんないのですけれども、それを担う主体との相談は、やはり抜きには考えられませんので、例えばこの間のヒアリングなどで示されたものをどう取りまとめるとか、あるいはこちらから大体大枠を示して各省から意見をもらおうとかいう作業は、やはり行わせていただきたいと思います。その上で、スケジュールとも関係しますが、来年の1月の後半ぐらいに、また見ていただければと思います。

**【委員長】**      それでは具体的に1月後半ぐらいに出てくるということですね。

**【事務局】**      はい。それまでに、わりと密接に関係省と相談しまして、これぐらいはできる、できないという議論を行わせていただいた上で、見ていただきたいと思います。

**【委員長】**      ほかにいかがでしょうか。

**【委員】**      まず、資料1のところなのですが、今の委員のご意見とほとんど同じようなことなのですけれども、(3)の「人と国土の新たな関係の構築」というところで、国民的経営ということで、非常に言葉としてもユニークな発想というか、そういうことでずっと議論してきたと思いますが、私も今までずっと申し上げていたのは、あまり過度に——今までは全部国がかりで、あるいはそういった行政がかりでやってきた中で、急にここで、

「さあ皆さん、市民の皆さん、国民の皆さん、どんどんやってください」と、いきなり振られても、それは非常に難しいですよというなお話をしてきたつもりですし、それから、今回の資料で、どこかに書いてあったのかもしれませんが、いろいろ今まで見てくると、そういうものはNPOという言葉でよく出てくるのですが、NPOというのはあくまでも法人という性格を持っているもので、それよりはやはり、ほんとうに今日本の中で起こっているいろいろな問題を考えたときに、私たち国民1人1人が、そこに暮らしている市民としての責任とか認識とかいうものを、義務とかということを考えて、ちゃんと生活しているのかということ、非常にそういうところが希薄になってきているような気がするのですね。

ですから、それはすごく個人個人の資質の問題にもかかわってくることだけれども、やはりこれから日本というか、私たちがこういうところで暮らしていくということを考えると、国民1人1人の意識を変えていくというか、もう一回考え直そうよというような、そういう何かきっかけ、気づくための仕組みみたいなものが、実はとても大事なのではないかと思うのですが、それが、この国交省の関連だけではなく、すべてに関して欠けているのではないかなという気がします。ですから、「人と国土の新たな関係の構築」の中で、「多様な主体が様々な方法により」というのも、そこら辺の国民1人1人がどういうふうなかわり方をしていけばいいのかというような、何かそういうきっかけづくりというか、気づきになるようなものの記載だとか、できれば仕組みみたいなものがあるといいのかなというように感じました。

あと、これは委員のほうからのご意見のほうがいいと思うのですが、一番上のところに、「人口減少や担い手不足が続き」と書いてあるのですけれども、担い手不足というのも、ほんとうにやりたいという人がいないのかといたら、もしかしたら決してそうではなくて、そういう人たちの仕事ができる仕組みがないということなのかもしれなくて、そういう人がいないのだというだけで、限定されるような書き方というのは、ちょっとやめたほうがいいのではないかなというように感じました。

それから、国民的経営のところ、これも以前、審議の中で出てきたと思うのですが、たしかそれは林業とか農業だけに参画するといったようなことをイメージしているのではないという話だったと思うのですが、何となくやっぱり国土を維持していくために、今、だめになっているそういうところを、「都市の皆さん、一緒にやりましょう」というような論調になっているのではないかなというように感じます。

それから、資料2のほうなのですが、これも今までほかの委員の方からもご意見があったことと関係するかと思うのですが、(3)のところ、農用地・森林・原野とかというふうに、妙にここで細かく土地区分ごとに、しかも箇条書きということだからだと思うのですが、このように書かれてしまうと、今までたくさんいろいろなことを議論してきたのに、この幾つかの黒ポツでまとまったのかとか、レクリエーション用地がどうのとかって、そういう話だったのかなというような気もするのですが、そこら辺のところの書き方とかは、もう少し膨らませるとするか、つなげてというような形でできればいいのではないかなと思いました。

**【委員長】** 今のご意見について、私、この計画部会に参加しているので、例えば、先ほどご紹介いただいた参考資料3の、23ページの最後の部分の下から2行目あたりから、ちょっとお読みいただきたいのです。参考資料3ですね。「計画部会中間とりまとめ」、最初にご紹介いただいた、ここの最後の記述をお読みいただきますと、国土の国民的経営、要するにいろいろな主体で国土をしっかり見ていく、それに当たっては、所有者による本来の営みが適切に行われることを基本としつつ、所有者の適切な管理に向けた働きかけなどの条件整備——これは国を中心に条件整備を進めるということですね。それがまずあって、さらに身近な土地の管理に向けた地域住民の主体的な取組を促すなど多様な活動者の育成云々という形で、身近な取組の実践を基礎として、国民の共通基盤である国土を全体として適切に維持管理していくための国民運動を展開していくという記述になっておまして、おそらく、委員がおっしゃっている意味合いは、この文章の中にある程度表現されていることではないかというように思っています。こういう形で、国土形成計画には表現されています。これを我々国土利用計画のほうで、どのように表現するかという別の課題を我々は持っているのではないかと考えていますけれども、そのような答えでいいですか？

**【事務局】** ありがとうございます。

**【委員長】** それと、類型別というのは、先ほどおっしゃいましたように、もともところいう類型は決まっているのですか。

**【事務局】** いや、すべてのものが決まっているわけではありませんが、過去からの慣性というのがありますので、今のところはこういう形にさせていただいています。

**【委員長】** 若干、難しいのは、特に指標として数字を積み上げていくと、全国都道府県レベル、あるいは場合によっては市町村レベルで、その区分で、土地利用をしっかり確

認して、全体としてまとめていく作業をするのですよね。そうすると、国にやたらに区分をつくってもらっても、とてもそんなこと対応できませんという自治体が結構あるというふうに伺ってしまっていてね。その辺との兼ね合いを検討しながら、事務局としてどういう区分が可能かということ、これから議論していかなければなりませんので、そういう点もあるということをご考慮いただきたいと思っております。

**【委員】** 2点ほど申し上げたいと思います。

1点目は、国土利用計画の現状認識のところに関してなんですが、おそらく、言わずもがななので、書かれていないのかと改めて思ったのですが、行政の役割というのが、変わってきているのではないかとことが書かれていない。それは財政的な理由で、できること・できないことというのがはっきりしてきたという制約条件もあるでしょうし、国民が行政に期待することというのが変わってきたのではないかと。それは具体的には、従来でしたら、いざとなれば財政出動して開発を引っ張っていく主体としての行政、それは国であったり、都道府県、市町村でもあったと思いますが、そうではなくて、国民がやはり環境を保全するとか持続性を構築すると。もしくは安全・安心は書いてありますけれども、そういうものをまさに行政に強く期待するようになってきている。そういうことから、ここでの利用計画も書かれることが以前と違ってきているという背景じゃないかと思ったり、「新たな公」とか国民的経営を呼びかけねばならない理由も、やはりそういう財政的な制約などもあると思いますので、前段の1ポツのところのどこかに、そういう政府に期待される役割というのが変わってきたと、もし差し支えなければ、ちょっと書き込んでいただければと思います。

2点目は、ご紹介の最初にありました国土形成計画のほうでは、広域ブロックという言葉が非常によく出てまいりました。これに対応するようなまとまりを、国土利用計画のほうでどう考えるのかということ、ここでご議論いただいて、それを受けて広域ブロックごとに目標数値を考えるのであれば、委員がおっしゃった中で、市町村を越えてというのがありましたけれども、やはり広域ブロックで国土利用計画も考えるのか、そうではなくて、都道府県なり市町村で考えるのかといったところは、こちらに反映させたほうがいいのではないかと思いますので、以上2点、コメントでございます。

**【委員長】** 1点目はご意見として承っておきたいと思っております。そのとおりだと思えました。2点目はどうでしょうか。

**【事務局】** それにつきましては、そういうふうなご指摘もある中で、まず国土利用計

画法の法制度として、広域ブロックという位置づけが特段あるわけではないということ、それから土地利用に関するいろいろな諸制度の運用主体は、やはり県知事であり、市町村長であるということなどを考えますと、私ども、国土利用計画体系として、広域ブロックごとに目標数値を設けるとか、そういうことは、今のところ考えておりません。ただし、広域ブロックの協議会の中で同様の議論があった場合に、それはそういうこととして受けとめて、私たちとしてできるサポートはしていきたいと考えております。

【委員】 わかりました。

【委員】 2点ほど、コメントなんですけれども、おそらくこの計画年次が10年ですから、2017年までですね。要するに、人口減少期が始まったけれども、本格的にそれほどまだ人口が減るという時期にはないと。ただ、この10年で準備しておかないと、後の20年、30年は大変ですよというふうな計画の位置づけになると思うのですね。先ほど、委員が参考資料1の書き方が、自治体の首長さんにとっては厳しいのではないかとおっしゃっていたのですが、逆に、自治体のほうだと自分のところをマネージするのが精一杯で、都道府県計画、市町村計画がこの下にあるわけですから、もう少し明確に、10年はいいいんですけれども、20年先、30年先の準備をそろそろ始める時期ですよというふうな、今回の計画の位置づけをかなり明確にしないと、今までの枠をはめるのから、老後の準備と言ったら怒られますが、そういう計画なのだということはかなりしっかりとうたうのが重要なというのが、1点目です。

そういった観点に立つと、2ページ目の基本的な視点のところですが、「慎重な配慮のもとで」と、大分回りくどく書いてありますが、やっぱり撤退とか、撤退縮小していかないといけないというのが、今後30年とか、今回の計画ではないのだけれども、あるのだよというふうなことがあってもいいのかなと思います。そう考えると、(1)の土地利用のところ、都市的土地利用と農林業的土地利用を含む人為的土地利用などというところなのですが、前からの議論の中で、農林業的土地利用ではもうもたないという議論もあって、それはもう一回自然に戻そうかということもあったので、もう1つ、ここにわざと自然的土地利用への回帰といいますか、自然的土地利用という文言が1つ入っているほうが、この計画ではないのだけれども、その次の土地利用計画というのを見据えた上で重要なこと。

最後に4ページ目の農山漁村なのですが、これも厳し目なのですが、やはり20年後、30年後、都市域とセットじゃない農山漁村って、ほぼ立ち行かないような現状にもなるので、そこで先ほど委員がおっしゃった、それは地域ブロックで維持するのか何なのかよ

くわからないのですが、それは特に書くべきところはないのかもしれませんが、農山漁村も次の次の準備ということでは、ほんとうにもつのか、もたないのかというところも、少しどこかに頭出しがあったほうがいいのかなど。ですから10年の計画なのですけれども、30年先の準備だというのをきっちりとする必要があるのかなと思いました。

以上です。

【委員】 私もさっきの3ページの一番下の「多様な主体が様々な方法により」というところが、今回重要なポイントだなと思っていたのですが、実は森林に関しまして、林地自体が流動化しないものなのですね。つまり売買が少ない。

よく森林の場合、不在村森林所有者という言葉が使われるのですが、不在村森林所有者は幾つかパターンがありまして、比較的地域の中で大きく持っておったが、相続によって分散所有になり、そして地域から出て行って不在村になったという場合と、都市部の資本が、森林を大きく買われているという例がかなりあるのですね。それは森林所有の面積の所有面積が森林の全体の何割ぐらいあるかを面積階区分によって調べていくと、比較的規模の大きな人の割合で、40%とか50%とか日本の森林を持ってしまう。その人たちの人数というのは0.05%ぐらいしかない。そんな形になっているわけです。そう考えていくと、大都市から都市資本が入った大きな規模の森林所有というのは、実はそのときの政策的に、森林にみんな協力をして投資をなささいよという誘導政策があった時期と、結構一致しているのですね。明治であったりとか、戦争が終わった後だったりとか、つまり政府が推奨しているわけです。

今、私のほうに、幾つか大規模な森林所有者の方の動きがとりにくくなって、森林を販売するという話、売りたいという話が出てきたときも、我々のように専門の林業者だとか、農山村に住んでいる人たちが、その森林を購入するという経済状況にないわけです。やはり、どこか法人の方に理解を示していただいて、購入をしていただく。その人たちは、今の時代に森林から直接的に今の利益を求めるのではなくて、30年後ぐらいの計画を書いて、森林を購入して、それが国土管理に寄与するならば買ってもしゃないかという意識を持った経営者というのは、増えてきているわけですね。

多分、そういう動きが、私は、森林に関しては、農地とはちょっと違うと思うのですね。それは森林というのは、多分、ここの今、議論している資料1の最後のページのところにある森林の面積の変化を見ましても、それほど減っていないわけです。農地はあれほど強い規制がありながら、かなり減っているわけです。森林というのは、保安林以外はほとん

ど規制がないわけですね。何に使ってもいい。つまり、森林が森林であるというのは、実は規制でも何でもなくて、地形的な問題ですから。そういう意味では、私は森林は、流動化すればするほどいいのだろうと思うわけです。

特に、都会とは限らないのですけれども、ある時期、やはり所有がどんどん変わっていく、そしてまた管理が活発になるというのが、日本の森林の構造の中であったわけですから、多分、今それが一番求められている。そのときに、ここに書かれているような、多様な主体が多様な方法で——その多様な方法でというのは所有であったりとか、あるいは今、諸外国の森林所有の場合は、大きなところは個人で持つのではなくて、ファンドにしてしまって、投資ファンドがもう森林を持っているとかいうのが、大変多くなってきたわけですね。世界で大手だと、ウェアハウザーという大きな会社があるのですけれども、そこがいしか、多分、大規模森林所有はなくなってしまったと思うのですよ。

もう一つ、動きを促進していく方法があるのです。つまりその促進していく方法というのが、そういう大企業だとか新しい参入、森林所有に対して参入していく人たちの気持ちを動かすような、背中を押す手法をきっちりと書き込み、つくっていく。そこができればもう少しおもしろい動きがあるのだろうと思うのです。それ自体は多分、ほんとうに中山間地域に対して、企業誘致も難しいようなところに対して、お金がはっきりと投入されていく。そして多分そういう企業においては、森林のきっちりとした管理を求めるわけですから、そこで管理のための、人間の雇用も始まるわけですね。それは現実に私が幾つか対応している中で、これは維持しますと、適切な管理、最低限の費用は考えましょうという話がしょっちゅう出てくるわけです。

それを、ぜひともきっちりと書き込んでもらわないと困ると思いますし、先ほど申し上げましたように、農地と林地では同じように見えながらも、実は、片や規制がしっかりありながら、どんどん開発されていく。片や大した規制がないのに開発されていかないと、その違いはあくまでも地形的な問題。昔の地代論じゃないですけども、限界地代みたいなところが森林なのだというふうなとらえ方をすると、土地利用計画の中で、少し森林の扱い、今67%の森林の扱いというのは、何か別な書き方をしないとイケないのだろうと思っています。そこで担い手の問題なんかも、また解決されていく可能性があるのだろうと思っています。

以上です。

**【委員長】** 大変興味深いお話です。ある部分、あるいは国土形成計画のこれから数値

の議論をするときに、そういう話の場合によっては出てくる可能性もあるかもしれませんが、国土利用計画のほうでも、それをどのように引き受けるかという議論があると思いますけれども、今、そういう民間が林業経営に出ていくときに、何か具体的な障害となっているようなものはあるのですか。

【委員】 具体的に言えば、例えば法人所有の森林の場合は、森林管理にお金を入れようと思ったときに、昔から森林を持っていて、樹齡が多様にあった場合には、育林費はすぐ損金算入できるのですけれども、ある一定の樹齡で新しく植えようかというときに、裸山を企業が買って植えようかというときは、これはもう資産勘定ですから、償却できないわけですね。損金算入できないわけで、だからそういうものを企業が森林を買ったときに、損金算入できるよとか、企業にとってメリットがある、利益を出している企業が、森林を購入したときにメリットがあるものというのは、そこで減税することによって、国民経済としてマイナスであればそれはやっちゃいけないのでしょうけれども、出てくる結果としてプラスであれば、もう少し背中を押せばというところは結構たくさんありますので、それは個別具体的な話というのはちょっと別のところだと思いますが、ともかくもう一押しすれば、動き始めるような気がするので、ぜひ検討を、何かうまく書いていただければと思います。

【委員長】 ありがとうございます。

国土利用の中で、森林の占める面積というのは、圧倒的に大きいのですものね。

【委員】 4ページところに、3の(1)で、都市というところが書いてありますけれども、ミクロの話になってしまいますが、最近の住宅ディベロッパーの調査では、男性と女性では老後の生活についての意識が違って、男性は郊外あるいは田園回帰、女性は都市型に住みたいということが多いという調査がありました。都市と農村のところに「相互の連携・機能分担」と書いてあるのですが、そのアンケート調査等では、都市と、農村とまではいかないのですが、郊外にある田園的なところとを、同じ世帯の人間が行ったり来たりしたいということも、相当数の賛成があったということを聞いております。これから少子化が進んで人口が減っていくという中で、従来、我々のとらえているものが、1人の世帯は1つの家に住んで、それが都市か農村かというような考え方だったのですが、だんだんそれが、複数の地域をまたがって行ったり来たりする人たちも出てくるというような視点でもって、都市と農村・漁村の相互の連携というのを念頭に置いて、とらえていただけたら、ありがたいと思いました。

以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。

今の話は、国土形成計画では、二地域居住というくだりで具体的に表現はされているのです。ただそれを、国土利用計画ではどのように考えるか、先ほど委員が、人口が減っているけれども都市的土地利用はそれなりに残っているのだというお話がございましたが、そういう関係をどのように国土利用計画で考えるかというのも、あるいは一つ課題かもしれませんね。

大きな柱として、国土形成計画で二地域居住と言いますよね。人口減少だから、都市的土地利用の裏に居住スペースが減るのだという議論にはどうも短絡化しない世界を国土形成計画は一部考えていますから、それをどのように国土利用計画のほうで表現するかというのは課題ですね。今のお話は、おそらくそういう指摘だと思いますので、その辺は考えさせていただきたいと思います。

**【事務局】** まさにそういうことが、例えば参考資料の3の18ページなんかを見ていただきますと、「地域への人の誘致・移動、地域間の交流・連携の促進」ということで、委員のご指摘のように、人は減るけれども、こういう要素もあって、これはある種違う土地利用、単純に減るといふのと違うベクトルを生み出すような動きですよということのご指摘だと思います。それを言葉では、18文字ぐらいに縮めているのですけれども、そのあたりはどうこなし、土地利用としてどう受けとめるかというのを一生懸命考えてきているのですが、もう少し考えて、適切な表現があれば加えていきたいと思います。

**【委員】** 先ほど東アジアの経済発展によって、経済植民地化するのではないかというお話がございましたが、景観、美しい国土づくりという側面で見ますと、逆の部分もございまして、例えば、北海道ではアジアのほうからたくさんの観光客がお見えになっていまして、北海道ではそういう国際観光を意識した景観づくりも手がけているという側面もございまして、そういう面で、美しいランドスケープの形成というのは国民にとってだけではなくて、もうちょっと国際的な位置づけといいますか、そういう側面を入れていただければいいのかなと思います。ヨーロッパでは、ランドスケープを一つの資源にした観光が最近非常に盛んになりつつありますので、そういう側面もこれから出てくるのかなと思います。

**【委員長】** その通りですね。東アジアとの関係で、観光の議論もあって、ここではレクリエーション用地と書いてありますけれども、どう表現していいか、いろいろ考えな

ればいけない。特に東アジアとの関係はかなり出てきているようですので、それをどのような形で国土利用計画に入れるか、それが課題だと思います。

ほかに、よろしいでしょうか。一通りご意見いただいたと思いますが、よろしいでしょうか。

**【委員】** 1点いいですか。たびたびすみません。

4ページのところで、農山漁村と自然維持地域、中山間地域を含めて2つに分けたと思うのですが、先ほどの説明ですと、(2)の農山漁村は農地、手の入った森林を対象に見ていますよと。(3)の自然維持地域に関しては、人手の入っていない森林を見えますよというふうにおっしゃられたのですが、エコロジカル・ネットワークのときも、そちらのほうからお示しになられたところでは、例えば保安林だとか、人工林の面積、エリアだとか、全部示されているわけですね。

多分、自然維持地域の中に、人間の手の入った森林の適切な管理、あるいはそこによって発生する多様な自然植生とか、動物生態だとかというものをカウントしないと、全く無理だと思うのですね。そういう意味では、(2)の部分と(3)の部分というのは、かなりオーバーラップするし、また人工林のほうもオーバーラップさせるように、適切な管理の中で環境管理を入れていくという発想を、やはり意識しないといけないのだろうと。これは我が身に対して言っているのですけれども、そういうところを、あまり無理に分けてしまうと、67%という広大な森林の中での、人工林、自然林みたいな形で区切ってしまうと無理が出てくるし、良い結果にならないだろうとっておりますので、その辺のつながりを、あえて意識して書き込むという努力が要るのだろうと思います。

**【委員長】** それでは、ほぼ予定の時間になりましたので、もしよろしければ、次は議事としてはその他と書いてございますが、今後のスケジュールについて、事務局からお願いしたいと思います。お願いいたします。

その前に私が申し上げることがございました。今日いただいた意見については、この国土利用計画について、計画部会で審議状況をご説明しなければいけませんので、その資料については、私預かりとさせていただきます、事務局と調整の上、後日、計画部会のほうで審議状況という形でご紹介させていただきたいと思います。それのご了解をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【委員長】** それでは、その次のスケジュールの点をお願いいたします。

【事務局】 はい、それでは今後のスケジュールでございますが、一枚紙で参考資料の5でございます。

右側の柱ですが、本日、11月6日に専門委員会で、議論していただきました。今後、委員長がおっしゃいますように、計画部会のしかるべき近いうちに、おそらく11月の末ぐらいになるかと思えますけれども、計画部会におきまして、本日の議論を委員長にご指導いただいて、バージョンアップいたしまして、それをご報告するということと、大体おしりが平成19年中頃を目途に、両計画を閣議決定するということとでございます。

右側の仕事と左側の仕事と一体不可分ではありますが、今後11月以降、主として国土形成計画を念頭に置いた各省ヒアリングを行いながら、私どもの委員会の関係では、いろいろな数字の積み上げなどの作業も行いながら、大体1月下旬、あるいは2月上旬ぐらいに、次の委員会を開いていただきまして、本日たくさんご指摘もいただきましたので、それを踏まえて、一方で閣議決定文書を強く意識した書き込みをいたしまして、また見ていただきたいと思っております。大体次は1月の下旬から2月ぐらい、これは後日、事務局から日程調整をさせていただきたいと思えます。

本日の議事要旨は、速やかに作成いたしまして公表いたしますのと、議事録につきましては、いつものように皆様方のご了解をいただいてから公表させていただきたいということとでございます。資料につきましては、よろしければお席に置いておいていただければ、後ほどお送りいたします。

以上でございます。

【委員長】 はい、よろしいでしょうか。スケジュールについて……。

【事務局】 すいません、もう1個、追加の連絡事項でございますけれども、前回の委員会におきまして、関係省からのヒアリングの回答の追加がありますので、今からお配りしますので、追加していただければと思います。

【委員長】 お手元に、一番下に、経済産業省と農水省、それぞれヒアリングのとき、委員からご質問がありまして、それに対しての今回、回答でございます。さらにそれに対して、私が途中で情報をいただいたものですから、私のほうからも、もう少し内容を追加してご質問しました。それが最後の今お配りいただいた資料です。あとでお目通しいただければと、それでよろしいでしょうか。

【事務局】 はい、結構です。

【委員長】 という内容のものが、最後につきます。よろしく願いいたします。

もし特にその他のご意見がなければ、この辺で今日の会議を終わらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。それではこれで終わらせていただきます。

— 了 —